

静岡市スポーツ競技大会出場補助金交付要綱

静岡市スポーツ競技大会出場補助金交付要綱（平成16年度補助金適用）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 静岡市は、スポーツ選手を育成し、及びスポーツ団体等によるスポーツ活動を支援し、もって市のスポーツの振興を図るため、市を代表して全国的な規模及び水準で開催されるスポーツ競技大会に出場するスポーツ選手が所属するスポーツ団体等に対し、予算の範囲内においてスポーツ競技大会出場補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）生徒等 市内の小学校、中学校又は高等学校（これらに準ずる学校を含む。以下同じ。）に在籍している児童又は生徒をいう。
- （2）スポーツ選手 市内に住所を有し財団法人静岡市体育協会、財団法人静岡県体育協会又は財団法人日本体育協会の加盟団体として登録された競技団体に所属している者で生徒等でないもの又はスポーツ活動を行う生徒等をいう。ただし、スポーツ活動を職業としている者を除く。
- （3）スポーツ競技大会 全国的な規模及び水準のスポーツの競技大会であって、その社会的認知度等から市のスポーツの振興に資すると市長が認めるものをいう。ただし、親睦又は交流を主たる目的とするものを除く。
- （4）スポーツ団体等 スポーツ選手が所属する財団法人静岡市体育協会、財団法人静岡県体育協会若しくは財団法人日本体育協会の加盟団体として登録された競技団体又は市内の小中学校、中学校若しくは高等学校をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となるスポーツ団体等とは、所属するスポーツ選手がスポーツ競技大会に個人又は団体で出場し、かつ、当該出場が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）本市を含む地域を対象とする県大会、東海大会等の予選を経て出場するもの
- （2）スポーツ競技大会の実施要項等で規定された標準記録等に到達して出場するもの
- （3）競技団体等の推薦を受けて出場するもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、スポーツ競技大会（国、静岡市又は他の地方公共団体からの助成等の対象となった大会並びに全国高等学校サッカー選手権大会、全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会及び国民体育大会を除く。）に出場するスポーツ選手（団体競技の場合にあつては、スポーツ競技大会に出場するスポーツ選手として当該スポーツ競技大会の要項等に従い選手登録された者に限る。）の出場に係る交通費、宿泊費、参加費、保険代等とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるスポーツ選手の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。

（1）小学校の児童又は中学校の生徒 出場者1人につき6,300円

（2）前号に掲げる者以外の者 出場者1人につき9,000円

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとするスポーツ団体等は、スポーツ競技大会出場補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、出場するスポーツ競技大会の開催日の前日までに市長に申請しなければならない。

（1）出場するスポーツ競技大会の開催要項

（2）出場するスポーツ選手の氏名、住所等を記載した名簿

（3）スポーツ競技大会への出場に係る予算が分かる書類

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、スポーツ競技大会出場補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定団体が遵守すべき事項）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたスポーツ団体等（以下「交付決定団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（1）出場するスポーツ競技大会の開催が中止されたとき。

（2）スポーツ選手がスポーツ競技大会の出場を辞退し、又は取り消されたとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、申請した内容に変更を生じたとき。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、出場する対象大会が終了したときは、速やかにスポーツ競技大会出場補助金実績報告書（様式第3号）に決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る実績が補助金の交付の目的及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ競技大会出場補助金交付確定通知書（様式第4号）により当該交付決定団体に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定団体は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 出場するスポーツ競技大会の開催が中止されたとき。
- (2) スポーツ選手がスポーツ競技大会の出場を辞退し、又は取り消されたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。